

## 令和2年第5回紋別市農業委員会総会（第1日）

- 1 開会日時 令和2年11月27日  
開会 午後1時33分

### 2 議事日程

- 日程第1 会期の決定  
日程第2 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について  
日程第3 報告第2号 農用地利用調整申出について  
日程第4 報告第3号 農地法第30条の規定による利用状況調査の結果について  
日程第5 報告第4号 農地法第3条第1項の規定による許可の取消願について  
日程第6 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書の成立状況の確認について  
日程第7 議案第2号 現況証明願について  
日程第8 議案第3号 農用地利用集積計画の決定について  
日程第9 議案第4号 農用地利用集積計画の利用権設定の移転について  
日程第10 議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について

### 3 出席委員（15名）

議長	千葉好弘君	職務代理	富永克治君
1番	平野道教君	2番	那須信利君
3番	砂原一夫君	5番	渡邊修君
6番	武田政一君	7番	植田市子君
12番	木原閱治君	13番	夏野善徳君
14番	柳澤路子君	15番	平石栄司君
16番	竹村勉君	18番	田中賢治君
19番	石田哲夫君		

### 4 欠席委員（4名）

4番	岩田博教君	8番	壽見義忠君
9番	長谷川保君	17番	佐藤雅広君

### 5 事務局出席職員

事務局長	内田誠君	庶務係長	吉野久寿君
農地係長	安部勝喜君	庶務係兼農地係	渡邊崇雅君

○議長（千葉好弘君） それでは、これより第5回紋別市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員数は、15名であります。よって、開議の定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事録署名委員には、12番木原委員、14番柳澤委員の両名を指名いたします。

ここで、事務局より諸般の報告を申し上げます。

事務局長。

○事務局長（内田誠君） 本日の欠席委員でございますが、岩田委員、壽見委員、長谷川委員より届け出がございます。

次に遅刻でございますが、佐藤委員より届け出がございます。

次に、配付文書でございますが、来月、北見市で開催予定でありました令和2年度地区別農業委員・農地利用最適化推進委員等研修会が新型コロナウイルス感染症対策のため中止となりましたことから、当日使用する予定であった資料が送られてきましたので配布してございます。

次に、本日の議事日程ですが、お手元に配付しております議事日程表のとおり日程第1から第10までとなっております。

以上で報告を終わります。

○議長（千葉好弘君） それでは、これより本日の議事に入ります。

日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本総会の会期は、本日1日間といたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

次に日程第2、報告第1号農地法第3条の3の規定による届出についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

庶務係長。

○庶務係長（吉野久寿君） はい、それでは報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出について、農地法第3条の3の規定により届出が3件ありましたのでご報告いたします。

（総会議案に基づき朗読）

○議長（千葉好弘君） それでは、これより質疑を行います。1番、2番、3番について何かご意見、ご質問はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

それでは質疑がないようですので、報告第1号を終了いたします。

次に日程第3、報告第2号農用地利用調整申出についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

庶務係長。

○庶務係長（吉野久寿君） 報告第2号、農用地利用調整申出について、農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定に基づき、農用地の利用権設定等の調整申出書の提出が8件ありましたのでご報告いたします。

（総会議案に基づき朗読）

以上でございますが、詳細につきましては調整委員より説明がございます。

○議長（千葉好弘君） それでは、調整にあたっている調整委員より説明をお願いいたします。

1番について那須委員をお願いいたします。

○2番（那須信利君） 何十年も借りていた、●●●●さんに売買ということで成立しましたので、よろしく  
お願いいたします。

○議長（千葉好弘君） ただいま那須委員より説明がございましたけれども、1番について質疑を行います。  
何かご意見、ご質問はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

質疑がないようですので、次に2番について夏野委員をお願いします。

○13番（夏野善徳君） 隣接地を使用しております、●●●●君に決まりましたので、よろしくをお願いします。

○議長（千葉好弘君） ただいま夏野委員より説明がございましたが、2番について質疑を行います。何かご  
意見、ご質問はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

質疑がないようですので、次に3番について柳澤委員をお願いします。

○14番（柳澤路子君） 夏野さんに調整成立しましたので、よろしくをお願いします。

○議長（千葉好弘君） ただいま柳澤委員より説明がございましたが、3番について質疑を行います。何かご  
意見、ご質問はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

質疑がないようですので、次に4番について夏野委員をお願いします。

○13番（夏野善徳君） 前回から使用しております、●●●●君に決まりましたので、よろしくをお願いします。

○議長（千葉好弘君） ただいま夏野委員より説明がございましたが、4番について質疑を行います。何かご  
意見、ご質問はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

質疑がないようですので、次に5番について武田委員をお願いします。

○6番（武田政一君） 継続でお願いします。

○議長（千葉好弘君） ただいま武田委員より継続ということで説明がございました。5番について質疑を行  
います。何かご意見、ご質問はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

質疑がないようですので、次に6番について夏野委員をお願いします。

○13番（夏野善徳君） 継続でお願いします。

○議長（千葉好弘君） ただいま夏野委員より継続ということで説明がございました。6番について質疑を行  
います。何かご意見、ご質問はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

質疑がないようですので、次に7番について砂原委員をお願いします。

○3番（砂原一夫君） 前回まで賃貸で借りていた●●●●さんが、そのまま買うということで決まりました。  
調整成立という報告をさせていただきます。

○議長（千葉好弘君） ただいま砂原委員より説明がございましたが、7番について質疑を行います。何かご  
意見、ご質問はございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

質疑がないようですので、次に8番について那須委員お願いします。

○2番(那須信利君) 継続をお願いします。

○議長(千葉好弘君) ただいま那須委員より継続ということで説明がございました。8番について質疑を行います。何かご意見、ご質問はございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

質疑がないようですので、報告第2号を終了いたします。

次に日程第4、報告第3号農地法第30条の規定による利用状況調査の結果についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

庶務係長。

○庶務係長(吉野久寿君) それでは報告第3号、農地法第30条の規定による利用状況調査の結果について、10月27日に実施した令和2年度農地の利用状況調査の結果、議案に記載のとおり新たな遊休農地は確認されませんでしたのでご報告いたします。

以上です。

○議長(千葉好弘君) それでは、これより質疑を行います。何かご意見、ご質問はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がないようですので、報告第3号を終了いたします。

次に日程第5、報告第4号農地法第3条第1項の規定による許可の取消願についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

庶務係長。

○庶務係長(吉野久寿君) それでは報告第4号、農地法第3条第1項の規定による許可の取消願について、記載のとおり取消願の提出が1件ありましたのでご報告いたします。

(総会議案に基づき朗読)

○議長(千葉好弘君) それでは、これより質疑を行います。何かご意見、ご質問はございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

質疑がないようですので、報告第4号を終了いたします。

次に日程第6、議案第1号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書の成立状況の確認についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

庶務係長。

○庶務係長(吉野久寿君) それでは議案第1号、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書成立状況の確認について、農地法第18条第6項の規定に基づき合意解約通知書の提出が3件ありましたので、よろしく審議いただきますようお願い申し上げます。

(総会議案に基づき朗読)

○議長(千葉好弘君) それでは、これより質疑を行います。1番、2番、3番について何かご意見、ご質問はございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

なければ質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

まず、1番について採決いたします。

お諮りいたします。

1番は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって原案のとおり決定いたしました。

次に2番について採決いたします。

お諮りいたします。

2番は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって原案のとおり決定いたしました。

次に3番について採決いたします。

お諮りいたします。

3番は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって原案のとおり決定いたしました。

次に日程第7、議案第2号現況証明願についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

庶務係長。

○庶務係長(吉野久寿君) それでは議案第2号、現況証明願について、このことについて記載のとおり届出が3件ございましたので、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

資料は、総会資料1ページから10ページまでとなっております。

(総会議案に基づき朗読)

○議長(千葉好弘君) それでは、担当委員より説明をお願いいたします。

1番、2番、3番について夏野委員お願いいたします。

○13番(夏野善徳君) 1番ですけれど、総会資料の1ページ、2ページ、3ページです。現地を確認したところ一部原野化しているところがあり、木も生えているところもありました。ですので農地ではありませんでした。次に2番の●●●●さん、4ページ、5ページ、6ページ、7ページです。まず6ページのナンバー1、ここは木が生えておりました。ナンバー2、7ページは原野化しておりましたので農地ではありませんでした。次に3番の●●●●君、総会資料8ページ、9ページ、10ページです。現地を確認したところ木が生えている状態でしたので農地ではありませんでしたので、よろしくお願ひします。

○議長(千葉好弘君) ただいま夏野委員より説明がございましたが、これより質疑を行います。1番、2番、3番について何かご意見、ご質問はございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

なければ質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

まず、1番について採決いたします。

お諮りいたします。

1 番は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって原案のとおり決定いたしました。

次に 2 番について採決いたします。

お諮りいたします。

2 番は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって原案のとおり決定いたしました。

次に 3 番について採決いたします。

お諮りいたします。

3 番は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって原案のとおり決定いたしました。

次に日程第 8、議案第 3 号農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

本案の 1 番は、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により夏野委員が議事参与制限に該当いたしますので、よろしく願いいたします。それでは事務局の説明を求めます。

庶務係長。

○庶務係長(吉野久寿君) はい、それでは議案第 3 号、農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定により、紋別市より求められた 3 件の農用地利用集積計画について議決を求めるものでありますので、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

(総会議案に基づき朗読)

○議長(千葉好弘君) それでは、これより質疑を行います。1 番、2 番、3 番について何かご意見、ご質問はございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

なければ質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

まず、1 番について採決いたします。

お諮りいたします。

1 番は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって原案のとおり決定いたしました。

次に 2 番について採決いたします。

お諮りいたします。

2 番は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって原案のとおり決定いたしました。

次に 3 番について採決いたします。

お諮りいたします。

3番は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって原案のとおり決定いたしました。

次に日程第9、議案第4号農用地利用集積計画の利用権設定の移転についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

庶務係長。

○庶務係長(吉野久寿君) それでは議案第4号、農用地利用集積計画の利用権設定の移転について、農用地利用集積計画により決定された事項について、紋別市より求められた6件の集積計画の利用権設定の移転について議決を求めるものでありますので、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

(総会議案に基づき朗読)

○議長(千葉好弘君) それでは、これより質疑を行います。1番から6番について何かご意見、ご質問はございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

なければ質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

まず、1番について採決いたします。

お諮りいたします。

1番は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって原案のとおり決定いたしました。

次に2番について採決いたします。

お諮りいたします。

2番は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって原案のとおり決定いたしました。

次に3番について採決いたします。

お諮りいたします。

3番は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって原案のとおり決定いたしました。

次に4番について採決いたします。

お諮りいたします。

4番は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって原案のとおり決定いたしました。

次に5番について採決いたします。

お諮りいたします。

5番は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって原案のとおり決定いたしました。

次に6番について採決いたします。

お諮りいたします。

6番は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって原案のとおり決定いたしました。

次に日程第10、議案第5号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。なお、本案の1番、5番が農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与制限に該当いたします。1番が夏野委員、5番が植田委員となっておりますので、よろしくお願ひいたします。それでは、事務局の説明を求めます。

庶務係長。

○庶務係長(吉野久寿君) はい、それでは議案第5号、農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条第1項の規定による許可申請が5件提出されましたので、議決を求めるものでございます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

資料は、総会資料11ページから33ページまでとなっております。

(総会議案に基づき朗読)

以上でございますが、詳細につきましては渡邊主任よりご説明申し上げます。

○議長(千葉好弘君) 渡邊主任。

○庶務係兼農地係主任(渡邊崇雅君) それではご説明いたします。

資料は11ページからとなります。先月の総会時に●●●●さんが●●●●さんと合意解約した土地でして、新しい借受人を●●●●さんに設定するものです。12ページには対象地の地図、13、14ページには地番図を付けております。次に15ページの農地法第3条の調査書に基づき、借人が農地法第3条第2項の各号に規定する不許可要件に該当しないか否かを審査した結果、いずれの不許可要件にも該当しないと判断しました。

続きまして、資料16ページからとなります。こちらは先ほど議案1号にて合意解約が決定いたしました借人であった●●●●さんが法人を設立したため、その法人格が使用貸借の設定を受けるものであります。17ページには対象地の地図、18、19ページには地番図を付けております。次に20ページの農地法第3条の調査書に基づき、借人が農地法第3条第2項の各号に規定する不許可要件に該当しないか否かを審査した結果、いずれの不許可要件にも該当しないと判断しました。

続きまして、資料21ページからとなります。こちらは●●●●さんが個人で使用していた農地を、法人を設立したため、その法人格と使用貸借の設定をするものであります。22ページには対象地の地図、23、24ページには地番図を付けております。次に25ページの農地法第3条の調査書に基づき、借人が農地法第3条第2項の各号に規定する不許可要件に該当しないか否かを審査した結果、いずれの不許可要件にも該当しないと判断しました。



続きまして、資料 26 ページからとなります。こちらは先ほど議案 1 号にて合意解約が決定した農地に対して、●●●●さんが貸借権の設定をするものであります。27 ページには対象地の地図、28 ページには地番図を付けております。次に 29 ページの農地法第 3 条の調査書に基づき、借人が農地法第 3 条第 2 項の各号に規定する不許可要件に該当しないか否かを審査した結果、いずれの不許可要件にも該当しないと判断しました。

続きまして、資料 30 ページからとなります。こちらは先ほど報告案件でもありました●●●●さんより●●●●さんへ売買の許可をしておりました農地が取消されたため、新たに●●●●さんで売買の設定をするものであります。31 ページには対象地の地図、32 ページには地番図を付けております。次に 33 ページの農地法第 3 条の調査書に基づき、譲受人が農地法第 3 条第 2 項の各号に規定する不許可要件に該当しないか否かを審査した結果、いずれの不許可要件にも該当しないと判断しました。

以上です。

○議長（千葉好弘君） それでは担当委員より説明をお願いいたします。

1 番の使用貸借について柳澤委員お願いいたします。

○14 番（柳澤路子君） 問題ないと思います。よろしく申し上げます。

○議長（千葉好弘君） ただいま柳澤委員より説明がございましたが、1 番について質疑を行います。何かご意見、ご質問はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

質疑がないようですので、次に 2 番、3 番の使用貸借について竹村委員お願いいたします。2 番から順次、説明をお願いします。

○16 番（竹村 勉君） 2 番、3 番についてなんですけれども、法人化に伴い使用貸借権を設定するというところで問題ないと思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（千葉好弘君） ただいま竹村委員より説明がございましたけれども、2 番、3 番について質疑を行います。何かご意見、ご質問はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

質疑がないようですので、次に 4 番の貸借権について富永代理お願いいたします

○会長職務代理（富永克治君） 渡邊主任から説明があったように、以前は●●●●さんが契約してたんですけども、この度●●●●の方に移るということで土地を放す形になりまして、引き続き近くの●●●●さんが借りるということで合意いたしましたので、よろしく申し上げます。

○議長（千葉好弘君） ただいま富永代理より説明がございましたけれども、4 番について質疑を行います。何かご意見、ご質問はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

質疑がないようですので、次に 5 番の売買について富永代理お願いいたします

○会長職務代理（富永克治君） これは 7 月に 1 回、案件、●●●●さんと決定したんですけども、この度不幸にも亡くなりまして、経営者が今度、●●●●さんということで、妻の●●●●さんとの契約となりましたので、よろしく申し上げます。

○議長（千葉好弘君） ただいま富永代理より説明がございましたが、5 番について質疑を行います。何かご意見、ご質問はございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

まず、1番について採決いたします。

お諮りいたします。

1番は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって原案のとおり決定いたしました。

次に2番について採決いたします。

お諮りいたします。

2番は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって原案のとおり決定いたしました。

次に3番について採決いたします。

お諮りいたします。

3番は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって原案のとおり決定いたしました。

次に4番について採決いたします。

お諮りいたします。

4番は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって原案のとおり決定いたしました。

次に5番について採決いたします。

お諮りいたします。

5番は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって原案のとおり決定いたしました。

これで議案の審議はすべて終了いたしました。

以上をもちまして、第5回紋別市農業委員会総会を閉会いたします。

午後2時09分 閉会